

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年8月15日

【会社名】 伊豆シャボテンリゾート株式会社

【英訳名】 Izu Shaboten Resort Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北本 幸寛

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山七丁目 8 番 4 号

【電話番号】 03-5464-2380

【事務連絡者氏名】 経営企画室室長 桑原 亮介

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山七丁目 8 番 4 号

【電話番号】 03-5464-2380

【事務連絡者氏名】 経営企画室室長 桑原 亮介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

1【提出理由】

当社および当社グループの財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生日

2023年8月10日

(2)当該事象の内容

当社は、2023年2月15日付「臨時株主総会の開催日時等の確定および株式交換による株式会社伊豆ドリームビレッジの完全子会社化に関するお知らせ」のとおり、2023年4月4日に開催された当社臨時株主総会における株式交換契約の承認決議を経て、2023年4月5日付の株式交換により株式会社伊豆ドリームビレッジ（以下「ドリームビレッジ」という）を完全子会社化いたしました。

当社では、ドリームビレッジとの間で完全子会社化を合意するため、また、両社の株主総会に付議する株式交換契約承認の議案を確定するため、評価基準日を2022年8月31日とする第三者算定機関の算定結果に基づき、株式交換比率を決定いたしました。当該株式交換契約に基づき、両社の臨時株主総会において株式交換契約のご承認をいただき、株式交換の効力発生日となる4月5日付でドリームビレッジ株主に対し、当社の普通株式8,000,000株を交付いたしました。

2023年2月15日における完全子会社化の決定と合意公表後、当社の株価が上昇したため、ドリームビレッジ社株主に交付される当社株式の価値が増加し、企業結合日である2023年4月5日において算定された会計上の取得価額が、当初想定していた金額に対して多額となりました。

その結果、会計基準に定める減損処理に則り、企業結合日時点における適正な評価額との差額である299百万円を連結決算では減損損失として、個別決算では308百万円を子会社株式評価損として計上することとなりました。

(3)当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2024年3月期第1四半期の連結決算において、下記のとおり連結決算および個別決算において、それぞれ特別損失として次の金額を計上いたします。

連結決算：減損損失 299百万円

個別決算：子会社株式評価損 308百万円